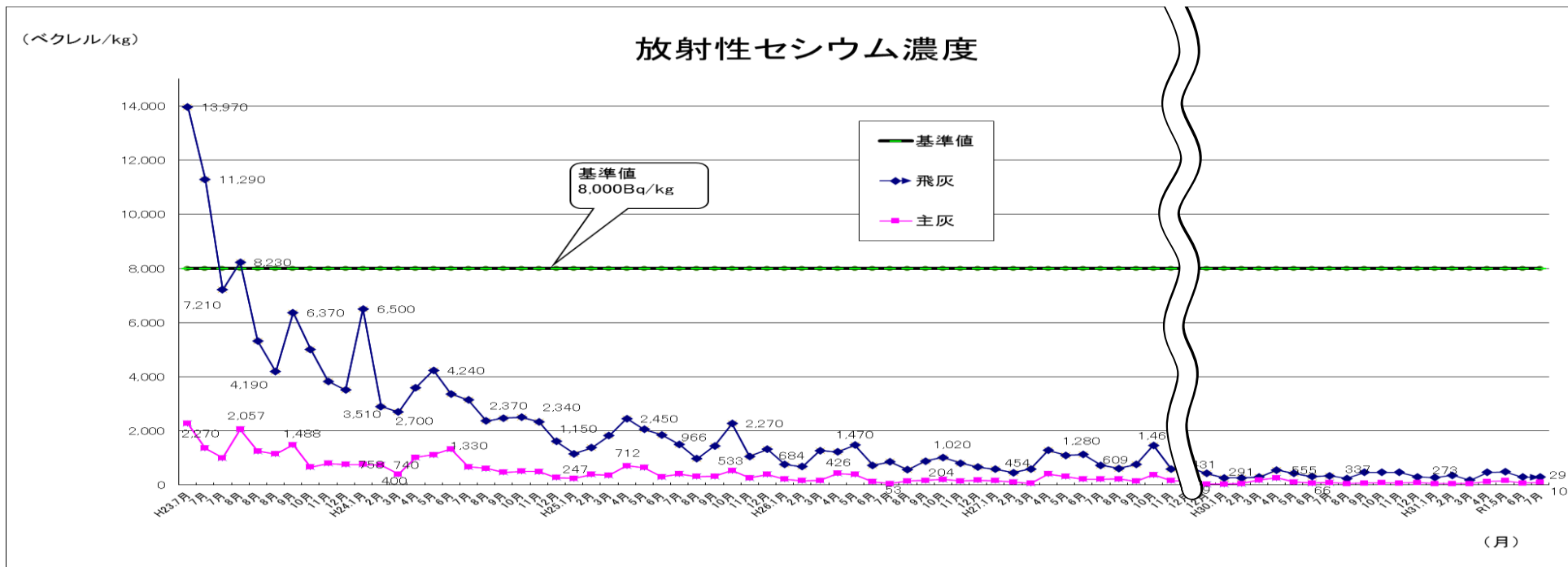


印西クリーンセンター放射性物質に関する報告

1 放射性物質の測定結果

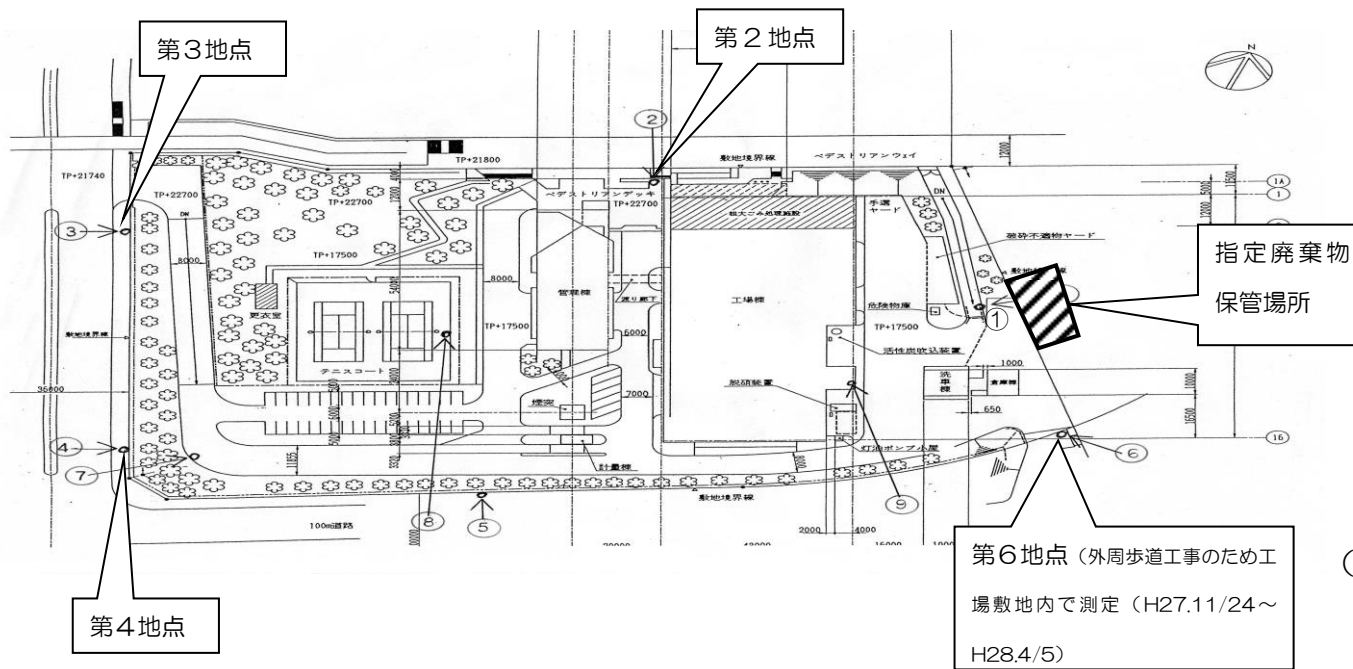
放射性物質汚染対処特別措置法に基づき月1回測定しています。

- 焼却灰（主灰・飛灰）の放射性セシウム濃度の測定結果（セシウム134と137の合計値）



- 排ガス中の放射性セシウム濃度の測定結果（セシウム134と137の合計値）

測定月	炉別	測定容器	分析の結果	検出下限値
令和元年7月	2号炉	ろ紙部	不検出	2 (134又は137) Bq/kg
		ドレン部	不検出	同上
	3号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上
令和元年6月	1号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上
	3号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上



※指定廃棄物（飛灰）の保管状況について
 基準値（8,000Bq/kg）を超えた飛灰（平成23年7月、8月発生の指定廃棄物）は130tあり、今年度ドラム缶（252缶）をフレコンバックに梱包し、既存のフレコンバック（120袋）と一緒に、一時保管しています。この指定廃棄物は国が処分するものです。

第6地点（外周歩道工事のため工場敷地内で測定（H27.11/24～H28.4/5）

（測定位置図）

3 焼却灰の処理状況

放射性物質の測定結果により、基準値（8,000Bq/kg）以下を確認し、印西地区一般廃棄物最終処分場へ埋立処分しています。

（令和元年度：7月末現在）

令和元年度計画処理量	埋立量
5,467 t / 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月 403 t ・ 5月 558 t ・ 6月 534 t ・ 7月 554 t <li style="padding-left: 20px;">計 2,049 t 印西地区一般廃棄物最終処分場 埋立容量 402,200 m ³ 埋立量 87,559 m ³ 残余容量 314,641 m ³ 埋立率 21.77%

資料3

令和元年9月環境委員会報告資料

○次期中間処理施設整備事業の進捗状況について

1. 施設整備について

(1) 建設予定地内の埋蔵文化財調査業務

- ・本調査：8月9日終了
- ・調査個所の整地：9月～10月予定
- ・史料整理：10月～

(2) インフラ整備等の課題整理、施設整備の基本設計、環境影響評価業務等

- ・総合支援業務委託契約 7月締結

2. アクセス道路について

- ・現在、詳細設計業務委託に向けての調査、検討。

3. 地域振興策について

(1) 基本計画の一部変更業務

- ・委託契約：6月締結
- ・エリアの変更、建築意匠の決定、残土処理の方針など

(2) 用地の地盤透水試験業務

- ・委託契約：6月締結
- ・雨水の地下浸透能力を試験する

公害防止協定の見直しについて

1. 排ガス基準（水銀、3号炉分）の協定値について

大気汚染防止法の改訂により、平成30年4月1日から焼却施設の排ガスの測定項目に水銀が加わることになり、29年度中より、乙側委員より代表者を選出し協定値に関する協議を行ってきました。

国の規制値 $50 \mu\text{g}/\text{Nm}^3$ に対し、 $30 \mu\text{g}/\text{Nm}^3$ を主張（他工場で実績有）する委員と規制値のままでも可（国の決めた基準なので当該数値の根拠が明確）ではと代表者の中でも意見が二分しています。

また、3号炉に関する硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素各項目の排ガス基準とダイオキシン類、水銀、重金属類、放流水各項目の測定方法それぞれの見直しを提案しましたが、水銀同様に意見が二分しており合意には至っておりません。

本協定書は、昭和62年12月13日に近隣8自治会と締結し、その後千葉ニュータウンへの入居に伴い、自治会等も増え本協定締結自治会も増加していき、その都度加盟自治会の参加に関する協定書の一部改正を行ってきましたが、今回の水銀の協定値を決めるような改正案件はありませんでした。

上記のように、本協定書もだいぶ時間が経過していることから、水銀以外も見直すべく項目があればと思い、改めて協定書を読み返したところ、いくつかの案件がありました。

先の7月23日（火）の午前中に牧の木戸一丁目自治会の木曾委員と当日の午後に高花四丁目町内会の岩井委員、ファーストスクエア小倉台団地自治会の高橋委員と協議を行いました。

水銀と3号炉の協定値に関しては従来通り二分する意見でした。

2. 大気測定（光化学スモッグ等）について

新たな改正点として本協定書第8条第1項4号に記載の大気測定車等による固定点観測の件ですが、従来、千葉県より大気測定車を借りて約1か月間大気の測定を実施してきましたが、当該車両も老朽化が進み平成26年度中に廃車となり、平成27年度からは分析業者へ委託して大気測定を実施しており、入札にて業者選定を行っていますが、以下の事由により今年度での測定を最後にしたい旨を提案しました。

印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書

大気汚染防止法の改訂により、平成30年4月1日から各焼却施設は水銀の測定が義務付けられ、排出基準が50 μ g/Nm³となりました。

本件に関しては、大気汚染防止法の改訂のもととなる「水銀に関する水俣条約」の締結以前から当環境委員会内で議論され、本協定書第6条別表1排出ガス基準に追加するにあたり、本協定書の改訂が必須であることから、乙側委員より3委員を選出していただき、新たな協定値の設定の有無や押印の範囲をどうするのか等という案件を詰めていきたいと考えている。

また、これ以外にも各記載事項等を最新版に変更する旨の提案等があればこの機会に改訂できればと勘案している。

第6条 別表1 排出ガス基準(煙突出口)

項目	排出基準値	協定値
いおう酸化物	1900ppm	50ppm
ばいじん	0.08g/Nm ³	0.08g/Nm ³
窒素酸化物	250ppm	120ppm
塩化水素	430ppm	80ppm
ダイオキシン類	1ng-TEQ/Nm ³	1.2号 1ng-TEQ/Nm ³ 3号 0.5ng-TEQ/Nm ³
水銀	50 μ g/Nm ³	

平成30年度測定結果

1号炉	8/21、2/28	不検出
2号炉	7/12、1/25	不検出
3号炉	7/25、1/30	不検出

別表1 排出ガス基準

排出ガス項目	規制値	既協定値	検定値(案)
ばいじん(g/Nm ³)	0.08	0.08	0.08
硫黄酸化物(ppm)	1900	50	50 (1-2号炉) 45 (3号炉)
窒素酸化物(ppm)	250	120	120 (1-2号炉) 115 (3号炉)
塩化水素(ppm)	430	80	80 (1-2号炉) 75 (3号炉)
ダイオキシン類 (ng-TEQ/Nm ³)	1	1 (1-2号炉) 0.5 (3号炉)	1 (1-2号炉) 0.5 (3号炉)
水銀(μ g/Nm ³)	50	—	50

別表7

項目	頻度	測定方法(案)	
排出ガス分析	ばいじん	年5回(2ヶ月毎に一度)	JIS Z 8808
	硫黄酸化物	年6回(2ヶ月毎に一度)	JIS K 0103
	窒素酸化物	年6回(2ヶ月毎に一度)	JIS K 0104
	塩化水素	年6回(2ヶ月毎に一度)	JIS K 0107
	ダイオキシン類	年1回以上	JIS K 0311
	水銀	年6回(2ヶ月毎に一度)	JIS K 0222 JIS Z 8808準拠
	重金属類	年2回	JIS K 0083等準拠
放流水分析	年1回	環省第59号及び第64号 JIS K 0102 及び J0312	
悪臭	悪臭物質分析	年2回(2ポイント)	環省第9号(8項目)
	臭気濃度測定	年2回(2ポイント)	三点比較臭法
騒音測定	年2回(2ポイント)	JIS Z 8731	
振動測定	年2回(2ポイント)	JIS Z 8735	
ごみ質分析	年4回	環省第95号	

年度	事業名		事業名	
	事業費 円	測定内容	事業費 円	測定内容
平成27年度	723,600	測定期間9/1~10/1 測定期間中の光化学スモッグ 注意報発令日 無し	498,489	こげ臭の確認なし。 臭気判定士3名により、 <u>カーリン</u> センター周辺1.5Km以内で実施。
平成28年度	1,900,800	測定期間9/1~10/1 測定期間中の光化学スモッグ 注意報発令日 無し	498,489	こげ臭の確認なし。 臭気判定士3名により、 <u>カーリン</u> センター周辺1.5Km以内で実施。
平成29年度	1,944,000	測定期間9/1~10/1 測定期間中の光化学スモッグ 注意報発令日 無し	498,616	こげ臭の確認なし。 臭気判定士3名により、 <u>カーリン</u> センター周辺1.5Km以内で実施。
平成30年度	2,127,600	測定期間7/27~8/27 測定期間中の光化学スモッグ 注意報発令日 1日	498,616	こげ臭の確認なし。 臭気判定士3名により、 <u>カーリン</u> センター周辺1.5Km以内で実施。

資料 5

ICC-20190907-議題

回答は文書で






Q01-環境省の指定廃棄物の指定解除のルールの特

(1) 2018年12月20日に環境大臣に要望書を提出しているが、進捗はあったか。

環境大臣 原田 雅博 様

指定廃棄物の長期管理施設の確保に係る要望

平成30年12月20日

神戸市長	本郷 隆 彦	
堺市長	秋山 清 彦	
龍岡市長	井崎 義 博	
我孫子市長	尾野 前 一	
印西市長	坂 倉 正 幸	

神戸市、柏市、流山市、我孫子市、印西市では、8,000ベクレル/kgを超える指定廃棄物がいまだに一時保管され続けています。

指定廃棄物は、放射性物質汚染対策特別措置法により、その収集・運搬・保管及び処分は国の責任において行うとされていますが、千葉県内では、平成27年4月に県内の長期管理施設の詳細調査候補地が示されたものの、約3年半の期間が経過しても具体的な進捗はなく、約7年半の期間に及び保管は一時的な保管とは言えません。

このような膠着した現状を打開する策が一向に示されず、今後のスケジュールも明らかにならないため、市民は不安を抱いており、このままの状態が続けば市長の信頼を失いかねません。

各市では、指定廃棄物の一時保管の解消への道筋を見通せないことが、市政の推進に大きな障壁・課題となっています。

国においては、各市における進捗した状況を十分に認識のうえ、指定廃棄物に係る問題に速やかに対処していただきたく、下記の事項について強く要望いたします。

記

- 1 これまで国が説明してきた千葉県内1か所での集約管理の方針に基づき、指定廃棄物の長期管理施設の一刻も早く確保するための具体的な行動を起こすこと。
- 2 指定廃棄物の長期管理施設の確保に関するスケジュールや打開策を示す時期を速ちに明らかにすること。
- 3 一時保管の長期化に伴い、長期管理施設ができるまでの間、地元地域の要望に則した地域振興策等が実施できるよう各市の取り組みに対して財政措置を含めた支援を行うこと。

(2) 指定廃棄物の保管に関する情報公開に関する検討の進捗状況は？環境省との協議の進捗状況は？

(3) 6月22日からのドラム缶の梱包業務の進捗状況は？情報の提供が全くない。

Q02-操業報告の特

(1) 操業報告の9ページの「表-8」排ガス中の重金属測定(調査測定)で表の中で(カルシウム、銅、亜鉛についてはJIS K-0083を準用した)という記載があるが、JIS-K-0083:2017ではカドミウム、鉛、ニッケル、マンガン、バナジウム、クロム、ベリリウム、ひ素及びセレンを測定対象としているのみで、カルシウム、銅、亜鉛は測定対象としていないため、準用はありえない。正しい表記に修正されたい。

(2) 2ページ「表-2」①排出ガス測定」の表の備考【測定方法】で、水銀(Hg)の粒子状でJIS Z-8808準拠と記載されているが、JIS Z-8808は測定方法ではなく試料採取方法であるので、修正していただきたい。

Q03-平成30年度第4回環境委員会用資料の工事完了と引渡性能試験の結果の特

平成30年度第3回環境委員会における回答で、「保証基準値(メーカ)条件有」とされ、引渡性能試験では設計時の基準ごみに対して保証しているとされているが、設計時の基準ごみを準備して引渡性能試験を行ったということか？

その他の項目でも同様の条件で行ったか？もしそうであれば、報告書にそのように記載すべきである。再度明確に説明していただきたい。

Q04-平成30年度第4回環境委員会用資料の機能検査と精密機能検査の実施状況の件

平成30年度第3回環境委員会における回答で、次回の環境委員会までに調査する事項の進捗は？再度明確に説明していただきたい。

Q05-平成30年度第4回環境委員会用資料の表-1)平成30年度月別ごみ搬入量及び焼却量等の操業状況の件

(1)平成30年度第3回環境委員会で、「炉を起動するときは焼却するごみに白灯油を使用することになっているが、灯油使用量等は以下の通りと認識しているが、燃料費と二酸化炭素の排出量が不明である。(不明を正しい数値に)

年度	年間使用量	立上回数	1立上当たりの使用量	燃料費	二酸化炭素排出量
平成29年度	40.57キロリットル	12回	3.38キロリットル	不明	不明
平成28年度	49.19キロリットル	15回	3.28キロリットル	不明	不明
平成27年度	44.37キロリットル	15回	2.96キロリットル	不明	不明
平成26年度	41.88キロリットル	16回	2.62キロリットル	不明	不明

に対して、燃料費と二酸化炭素排出量の回答があったが、1立上当たりの使用量が増加していることへの回答が明確でなかったため、明確な回答を求める。(回答書では「1立上当たりの使用量」の記載が「 l/m^3 」と誤記されている)炉の立上回数を少なくするための対策があるように思われない。再度明確に説明していただきたい。

(2)今年度の4か月で6回立上を行っているが、このままでは立上回数は18回ほどと推定され、二酸化炭素排出量の低減や燃料費の低減等に結びつかないと思われるが。

○自治会側からの質問事項に対する回答書

質問事項	回答
<p>1 環境省は指定廃棄物の指定解除のルールについて (1)平成30年12月20日環境大臣に要望書を提出しているが進捗はあったか。 (2)指定廃棄物の保管に関する情報公開に関する検討の進捗状況は。環境省との協議の進捗状況は。 (3)6月22日からのドラム缶の梱包業務の進捗状況は。</p> <p>2 操業報告の件 (1)操業報告の13ページの「表-8」排ガス中の重金属測定(調査測定)の表の中で(カルシウム、銅、亜鉛についてはJIS K-0083を準用した)という記載があるが、JIS-K-0083:2017ではカルシウム、鉛、ニッケル、マンガン、バナジウム、クロム、ベリリウム、ひ素及びセレンを対象としているのみで、カルシウム、銅、亜鉛は、測定対象としていないため準用はありえない、正しい表記に修正されたい。 (2)6ページの「表-2」①排出ガス測定」の表の備考【測定方法】で、水銀(Hg)の粒子状でJIS Z-8808 準拠と記載されているが、JIS Z-8808は測定方法ではなく試料採取方法であるので、修正していただきたい。</p>	<p>(1)要望書の進捗について、今月、印西市に確認したところ、環境省からの回答は無いということでした。 (2)指定廃棄物に関する情報については、6月3日からホームページに梱包作業の情報公表しております。 また、梱包作業中の放射線量についても、9月6日からホームページに公表しております。 (3)8月24日で梱包作業は終了し、8月29日に環境省における現場検査を受けております。</p> <p>(1)排ガス中の重金属測定を始めた当初から、カルシウム、銅、亜鉛は、測定方法がなく、協定書に基づき JIS K-0083 を準用して測定しています。 (2)第1回の環境委員会でも報告していますが、「排出ガス測定」表の備考【測定方法】に「JIS Z8808 準拠(試料採取方法)」と記載しています。</p>

3 平成30年度第4回環境委員会用資料の工事完了と引渡し性能試験の結果の件

平成30年度第4回環境委員会における回答で、「保証基準(メーカー)条件有り」とされ、引渡し性能では設計時の基準ごみに対して保証していることとされているが、設計時の基準ごみを準備して引渡し性能を行ったことか。また、その他の項目でも同様な条件で行ったか。もしそうであれば、報告書にそのように記載すべきである。

4 平成30年度第4回環境委員会用資料の機能検査と精密機能検査の実施状況の件

平成30年度第3回環境委員会における回答で、次の環境委員会までに調査する事項の進捗は。

5 平成30年度第4回環境委員会用資料の表-1)平成30年度月別ごみ搬入量及び焼却量等の操業状況の件

(1)平成30年度第3回環境委員会、「炉を起動するときは焼却するごみに白灯油を使用することになっているが、灯油使用量は以下の通りと認識している。燃料費と二酸化炭素の排出量が不明である。(不明を正しい数値に)

年度	年間使用量	立上回数	1立上当りの使用量	燃料費	二酸化炭素排出量
29	40.57kℓ	12	3.38kℓ	不明	不明
28	49.19kℓ	15	3.28kℓ	〃	〃
27	44.37kℓ	15	2.96kℓ	〃	〃
26	41.88kℓ	16	2.62kℓ	〃	〃

に対して燃料費と二酸化炭素排出量の回答があつたが、1立上当たりの使用量が増加していることへの回答が明確ではなかつたので、回答を求めると(前回の回答書では「1立上当たりの使用量」の記載が「ℓ・m³」と誤記されている)炉の立上回数を少なくするための対策があるように思われない。

第1回の環境委員会でも報告していますが、設計当時と同じ基準ごみを用意することできませんので、現施設のピット内のごみを使用し、基準ごみとほぼ同じごみ質が得られましたので、引渡し性能試験結果として報告を受けています。

なお、基準ごみの数値については、ホームページで公開していた「工事完了と引渡し性能試験の結果について」の中に別紙追加資料として4月11日に公表しています。

第1回の環境委員会でも報告していますが、前年度第3回環境委員会における回答で、「調査」とは、精密機能検査にて各機器の状況を調査しましたという意味になります。

なお、昨年度実施した精密機能検査内容、報告書については、事務所にて閲覧できます。

第1回の環境委員会でも報告していますが、燃料費と二酸化炭素の排出量は表のとおりです。

年度	年間使用量(kℓ)	立上回数	1回当たり立上げ使用量(kℓ)	燃料費(千円)	二酸化炭素排出量(t-CO ₂)
30	44.54	16	2.8 (44.54/16)	3,693	111
29	40.57	12	2.5 (30.57/12)	1,996	101
28	49.19	15	2.6 (39.19/15)	2,979	122
27	44.37	15	2.9 (44.37/15)	2,711	110
26	41.88	16	2.6 (41.88/16)	4,089	104

平成28年度、29年度は基幹改良による炉の乾燥焚きによって約10kℓ灯油を多く消費しましたので、通常より年間使用量が増えています。

立上げに使用する灯油使用量は、炉及び季節によって異なりますので、簡単に比較出来ませんが、概ね1回当たり2.5～3kℓです。

炉の立上、立下回数については、ごみピットの残量及び炉の整備等により変化します。なお、灯油使用量については節約に努めています。